

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると所得者異動届出書

※ 処理 事項	前年度	今年度	翌年度

平成 年 月 日 美里町長様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号			
		名称	宛 名 番 号				
		代表者の 職氏名印	連絡者の 係及び 氏名並び にその 電話番号		係	氏名	
		個人番号 又は法人番号			電話	() - 番	

フリガナ	給 与 所 得 者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	退職年の1月か ら退職時までの 給与支払額	備 考	
氏 名	(旧姓)	円	月分 から	円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. 育児休業 9.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	円	一括徴収した 税額は、 月分で納 入します。 納入年月日 年 月 日	
個人番号			月分 まで				3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。	除社会 保険料額 円			
旧住所	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)										
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)										

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額		【退職者の未徴収税額について】 ●1月1日以降4月30日までの間に退職した者の未徴収税額については、退職時一括 徴収することが義務づけられています。一括徴収の方法で納入してください。
1. 異動が平成28年12月31日までで申出 があったため(月 日申出)			支払予定日ご との徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)	
2. 異動が平成29年1月1日以後で特別 徴収の継続の希望がないため			円	円	
一括徴収できない理由			円	円	
(○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がな いため又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由 ()			円	円	

◎転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。）

納付額 円を 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	フリガナ	特別徴収義務者 指定番号	新規 継続
		郵便番号		個人番号 又は法人番号	
		フリガナ		連絡者の 係及び 氏名並び にその 電話番号	氏名
		名称		電話	() - 番
代表者の 職氏名印				氏名	
給与支払方法 及びその期日	払込を希望する 金融機関の所在 地及び名称		納入書の要否	必要 ・ 不要	経 理 責 任 者 氏 名

◎この届出書は、提出する月の15日までに到着するように提出してください。15日を過ぎる場合は美里町総務課税務係まで電話連絡してください。
◎個人番号・法人番号につきましては、平成29年1月1日以降の申請分より記載をお願いいたします。

3 2 1
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
回付願います。新勤務先では、下段（転勤等）による特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要
の手続を済ましたうえで、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。
※印の欄は、届出者において記入する必要があります。